

平成19年1月25日

各 位

茨城県常総市坂手町5540番11号
キヤノンファインテック株式会社
代表者 代表取締役社長 相馬郁夫
(コード番号 6421 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 井上裕司
TEL 0297-27-0111(代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年1月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月27日開催予定の第57期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款を次のとおり改めるものであります。
- ① 会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされた事項(当会社に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨ならびに株主名簿管理人を置く旨)をより明確にするため、条文の新設、変更等を行うものであります(変更案第4条、第7条、第10条)。
 - ② 単元未満株式に係る管理の効率化を図るため、単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります(変更案第9条)。
 - ③ 将来、株主総会参考書類等の記載事項が増加した場合に備え、これら書類のインターネット開示によるみなし提供を可能とする規定を新設するものであります(変更案第15条)。
 - ④ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、これを1名と定めるものであります(変更案第17条)。
 - ⑤ 取締役会をより機動的に運営するため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります(変更案第25条)。
 - ⑥ 機動的な資本政策および配当政策を遂行するため、取締役会決議による剰余金の処分を可能とする規定を新設するものであります(変更案第37条)。ただし、株主総会決議による剰余金の処分権限を排除するものではありません。
 - ⑦ 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

添付資料のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 3 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 3 月 27 日 (予定)

以 上

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更分)

現行定款	定款変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当会社はキヤノンファインテック株式会社と称し、英文では、CANON FINETECH INC.と表示する。	(商 号) 第1条 当会社は <u>キヤノンファインテック株式会社</u> と称し、英文では、CANON FINETECH INC.と表示する。
(目 的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種事務用機械器具の製造、販売および賃貸 2. 各種情報通信機械器具の製造、販売および賃貸 3. 各種精密機械器具の製造、販売および賃貸 4. 各種電気、電子および音響機械器具の製造、販売および賃貸 5. 上記各号の製品に関連する付属品、消耗品、部品、材料等の製造および販売 6. 各種ソフトウェアの作成および販売 7. 紙類、インクおよび化学薬品の製造、加工および販売 8. 不動産の賃貸および管理 9. 電気通信工事、電気工事および機械器具設置工事の請負 10. 上記各号に関連する一切の業務	(目 的) 第2条 当会社は <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. 各種事務用機械器具の製造、販売および賃貸 2. 各種情報通信機械器具の製造、販売および賃貸 3. 各種精密機械器具の製造、販売および賃貸 4. 各種電気、電子および音響機械器具の製造、販売および賃貸 5. 上記各号の製品に関連する付属品、消耗品、部品、材料等の製造および販売 6. 各種ソフトウェアの作成および販売 7. 紙類、インクおよび化学薬品の製造、加工、 <u>評価</u> および販売 8. <u>労働者派遣業、不動産の賃貸および管理</u> 9. 電気通信工事、電気工事および機械器具設置工事の請負 10. <u>産業廃棄物の収集運搬および処分に関する事業</u> 11. <u>各種機械器具のリサイクルに関する事業</u> 12. <u>環境の調査、解析および土壤、水等の浄化処理に関する事業</u> 13. 上記各号に関連する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 当会社は本店を茨城県常総市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は <u>本店を茨城県常総市に置く。</u>
(新設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人

<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は8千万株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は8千万株とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の総数)</p> <p>第6条 当会社は100株をもって株式の1単元とする。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>② 当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については株券を発行しない。ただし当会社が株主のために必要と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>③ 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。ただし請求時に当会社が売渡すべき数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p>	<p>② 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式については株券を発行しない。ただし、当会社が株主のために必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>③ 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、請求時に当会社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 前条第3項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p>	<p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株主の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登</p>

<p>録、単元未満株式の買取りおよび売渡し等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>る事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p><u>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し等株式に関する手続きならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第9条 当会社は毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利行使すべき株主とみなす。</u></p>	<p></p>
<p><u>② 前項のほか必要ある場合は予め公告して、一定の日時現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利行使する株主または質権者とみなすことができる。</u></p>	<p></p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第10条 当会社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p></p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p><u>第11条 定時株主総会は毎営業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。</u></p>	<p><u>第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。</u></p>
<p><u>② 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p><u>③ 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の代表取締役がこれを招集する。</u></p>	<p><u>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</u></p> <p><u>③ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p><u>第13条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株</u></p>	<p></p>

	<p><u>主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第 12 条 株主総会の議長は取締役社長<u>がこれに当たる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、<u>予め</u>取締役会において定めた順序に従い他の取締役が<u>これに当たる。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は取締役社長<u>とする。</u></p> <p>② 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が<u>議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のみなし提供)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置を取る場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>② <u>商法第343条</u>による決議については、<u>総</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、出席した<u>議決権を行使する</u>ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項</u>による決議については、<u>当該</u>株主総会において<u>議決権を行使する</u>ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主<u>1名</u>に限る。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 当会社に取締役17名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当会社は、取締役17名以内を置く。</p>

<p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>その就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 18 条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他役付取締役若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役で構成され、法令または定款に定める事項のほか当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>② 監査役は、取締役会に出席し必要と認める</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (削除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>② 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認</p>
--	---

<p>ときは意見を述べることを要する。</p> <p>(新設)</p>	<p>めるべきは意見を述べなければならない。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 22 条 取締役会の招集手続、決議方法等について</u> は法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 26 条 取締役会の招集手續、決議方法等について</u> は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(報酬)</p> <p><u>第 23 条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 24 条 当会社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 28 条 当会社は、監査役4名以内を置く。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第 25 条 監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第 29 条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(任期)</p> <p><u>第 26 条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 27 条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第 28 条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急を要する場合は</u></p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要す</u></p>

<p>この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>る場合は、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第29条 監査役会は監査役の全員で構成され、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で監査役の職務の執行に関する事項を決定するなど法律に定める権限を有する。</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第33条 監査役会は、すべての監査役で組織し、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第30条 監査役会の招集手続、決議方法等について は法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会の招集手續、決議方法等について は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>
<h2>第6章 計 算</h2>	<h2>第6章 計 算</h2>
<p>(営業年度)</p> <p>第32条 当会社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、決算は営業年度末に行う。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(中間配当)	(削除)
<p>第 34 条 当会社は取締役会の決議により、毎年6月30 日現在の株主名簿に記載または記録された株 主または登録質権者に対し中間配当をするこ とができる。</p>	

以 上